

〔小論文〕

小論文試験は、長文の読解力、それを前提とした分析能力および思考能力を判定し、かつ、分析・思考の過程および結果を的確に表現するための論述能力等を判定することを目的として実施する。

本小論文試験では、AIとベーシックインカムが社会にもたらす影響について述べた著書を素材として、問題文を正確に読み取り、その要点を適切にまとめて簡潔に表現する能力、問題文に記述されているところを適切に分析・評価し、その思考過程および結果を自らの知見をもとに的確に表現する能力を評価するものである。第1問では、問題文を正確に読み取り、内容を理解した上で適切かつ簡潔に表現する能力を判定した。第2問では、問題文に記述されているところを適切に分析・評価し、その思考過程および結果を自らの知見に基づいて的確に表現する能力について判定した。

なお、本小論文試験は、法律学の知識を前提としたものではなく、法律学の知識の有無、法解釈の能力等を評価の対象とするものではない。

〔資質確認〕

資質確認試験は、ある居住用マンションの機械式立体駐車施設の空き区画の問題を題材にして、その解決のため、適正な管理組合会計を維持しつつ駐車施設の管理・維持を図るための3つの方策について、当該問題の背景や原因を分析し、将来予測も踏まえて、複数の観点から具体的に比較検討させ、自己の意見を論じさせるものである。

本試験により、問題の分析力、論理的思考力、判断力、表現力等の能力を備えているかを判定した。

〔憲法〕

本問は、旅券の返納を命じられたことで海外渡航ができなくなったこと、それに伴って当地での取材活動が制限されたこと、に関して憲法上の問題を論じるものである。

具体的な憲法上の主張としては、海外渡航の自由（憲法22条1項あるいは2項の他、憲法13条を根拠条文とする見解などがある）を不当に制約するかどうかが一つの問題となろう（関連する判例として、最大判昭和33年9月10日民集12巻13号1969頁〔帆足計事件〕参照）。また、渡航ができないことに伴って生じる取材の自由（憲法21条1項により保障されると解する立場が学説においては有力である）の制限に関する議論も期待される（関連する判例として、最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁〔博多駅テレビフィルム事件〕参照）。

本問は、憲法に関する基礎的な学識を問うものであり、判例や学説、憲法の設例に関する基本的な論証方法を踏まえながら、自らの見解を説得的に論じることを求めている

〔刑法〕

犯罪の実行を強要された者が、自己の法益侵害を回避するために強要された犯罪の実行に及んだ事例の解決を目指して、必要な人身犯、違法論及び緊急避難の基礎知識の理解を確認し、これらの基本知識及びその理解に基づき、いわゆる強要緊急避難の事例において問題解決の論理プロセスを組み立てられるかを問うものである。

〔民法〕

第1問は、金額を誤記した当事者であれば、契約の解消に向けて、どのような法制度を選択して主張するか、基礎的な学識を問う問題である。具体的には、民法95条の錯誤であり、かつ、表示の錯誤であると適切に判断することができるか、条文の「重要なもの」の基準は二つあることを理解しているか、及び、当事者の立場から適切に事実を主張するための分析ができるか、以上を法的な思考に沿って適切に表現することができるか、を問うものである。

第2問(1)は、債務不履行後に目的物の価格が高騰した場合の履行に代わる損害賠償の時期及び額という民法では重要である基礎的な学識を問う問題である。具体的には、いわゆる中間最高価格の事案と別であると判断することができるか、損害賠償の基準時の原則と民法416条2項の「債務者」、「特別な事情」、「予見の時期」の内容・基準について理解しているか、本問ではそれぞれの要件に該当する事実はどれかを適切に分析することができるか、以上を法的な思考に沿って適切に表現することができるか、を問うものである。(2)は、費用請求を実現するための法的な制度を適切に選択した上で、その可否を問うものである。具体的には、民法413条2項の受領遅滞と判断することができるか、受領遅滞の要件に該当する事実を適切に分析し、以上を法的な思考に沿って適切に表現することができるか、を問うものである。